

株式会社第一文眞堂行動規範

第1条（目的）

本規程は、株式会社第一文眞堂（以下「当社」という）が事業を営むにあたり、法令遵守を基本とし、人権の尊重、労働環境の整備、環境への配慮および公正な事業運営を实践するための行動規範を定め、社会的責任を果たすことを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社のすべての役員および従業員に適用する。

第3条（法令遵守）

当社は、事業活動に関連するすべての国際ルール、法令、業界基準および社内規程を遵守する。

第4条（人権の尊重）

当社は、すべての人の基本的人権を尊重し、児童労働、強制労働、人種・宗教・性別・障害による差別、あらゆるハラスメント、暴力を行わない。

第5条（労働者の権利、労働環境および安全衛生）

当社は、従業員が安全かつ健康に働ける職場環境の整備に努め、労働関係法令を遵守し、結社の自由及び団体交渉の権利を尊重する。

第6条（環境への配慮）

当社は、廃棄物の削減および適正処理、包装資材の簡素化および再使用、プラスチック製品の使用抑制および再生可能資源への代替、生物多様性の保全に配慮した原材料製品の利用、水の保全および節水を行い、環境負荷の低減に配慮した事業活動を行う。

第7条（公正な事業運営）

当社は、公正かつ誠実な事業活動を行い、事業活動の記録等は正確に保存する。

第8条（情報管理）

当社は、個人情報および機密情報を適切に管理する。

第9条（内部通報制度）

当社は、公益通報者保護法に基づき、内部通報制度を整備し、通報者を保護する。

第10条（取引先との関係）

当社は、取引先との信頼関係を重視し、本規程の趣旨への理解と協力を求める。

第11条（教育および周知）

当社は、本規程を役員および従業員に周知し、必要に応じて教育を行う。

第12条（改廃）

本規程の改廃は、当社が定める手続きにより行う。